

信号 交 差 点 の 通 り 方

自転車の

信号変わり目の
無理な通行はダメだよ

自転車は乗って走れば車の仲間「軽車両」です。
車道の左側通行や、標識・信号機に従うなど基本は車と同じ交通ルールです。
しかし、信号交差点では見る信号機や通る場所によって通行方法が変わるので
注意が必要です！



パターン①

パターン②

車道を通る場合
「車両用信号」に従う
横断歩道を通る場合は
「歩行者用信号」に従う

「歩行者自転車専用」
の表示板がある場合は
「歩行者用信号」に従う

「自転車横断帯」が
あるところでは
自転車横断帯を通行

ポイント①

ポイント②

右折する時は「二段階右折」
T字交差点でも要注意！

「歩車分離式」交差点では
斜め横断はできません！
「スクランブル式」交差点のみ
斜め横断が可能です！

知らないうちに信号無視をしていた・・・なんてことがないように、
◎信号機や、表示板などを見落とさないように注意！
◎横断歩道では、歩行者が横断している場合は自転車から降りて通行！
分かりにくい場所や、判断に迷ったときは自転車から降りて「歩行者」
として道路を横断しましょう！

